

参考資料 活動指標等管理一覧表

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー1ー（1）地域福祉活動への参加の啓発				
①市社協広報紙発行事業	市社協広報紙の特集記事を通じ、先進的な地域福祉活動等の事例を紹介しています。		読者の関心の高いテーマの特集記事にするなど、引き続き、地域福祉活動の啓発をするため、毎月、全戸配布を行います。	52
発行回数	12 回	12 回	市社協	
②町内福祉委員会全体研修会開催事業	先進的な活動をしている町内福祉委員会の活動事例の発表や講演により、町内福祉委員会全体のレベルアップを図っています。		地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するうえで必要な先進事例に関する情報提供を進めます。	52
参加した町内福祉委員会数	73 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業	先進的な活動をしている町内福祉委員会の紹介などを通じて、各地区の実情に合わせた地域福祉活動の活性化を図っています。		地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。	52
実施回数	8 回	8 回	地区社協	
④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進	町内会の加入促進を図るため、市公式ウェブサイトや市広報紙の特集記事などによる啓発や、市窓口での転入等手続時に町内会への加入を呼びかけるチラシの配布を行っています。		市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。	52
町内会加入率	72.5%	75.0%	市民協働課、市民課	
⑤外国人住民に対する地域情報等の提供	4か国語に翻訳した生活ガイドブック等の配布を通じて、市内在住の外国人に対して地域生活に役立つ情報や町内会等の情報の提供を行っています。		市内在住の外国人が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報の提供に努めます。	52
ー			市民協働課、市民課	
1ー1ー（2）町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進				
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	平成 28 年度には、81 町内会すべてにおける町内福祉委員会の発足に至りました。地域の状況に応じた活動ができるよう、組織体制の見直しについての助言などを通じて、住民主体によるきめ細かい福祉活動を推進しています。		勉強会の開催や町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘と育成に努めます。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。	52
町内福祉委員会発足町内会数	81 町内会	全町内会	地区社協	
②町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援	町内福祉委員会の町内福祉活動計画の策定と進行管理を支援しています。		町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。	53
町内福祉活動計画策定町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	地区社協	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー1ー（3）多様な小地域福祉活動等の充実				
①地域見守り活動推進事業	ひとり暮らし高齢者や障害のある人等の孤立防止や困難状況等の早期発見のため、町内福祉委員会の見守り活動を支援しています。平成 29 年度には「地域見守り活動チェックリスト」により活動の見直しを行いつつ、すべての町内福祉委員会への推進指定が完了しました。		「地域見守り活動チェックリスト」を活用して活動の支援を行います。また、活動についての周知に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人たち等の気になる情報やニーズを専門機関と情報共有を図り、困りごとに対応できるよう活動内容の充実を図ります。	53
地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	
②福祉マップ作成の支援	地域での見守り活動などを支援するため、地図上に要配慮者や支援者、社会資源などの情報を整理する福祉マップの作成とその更新を支援しています。		町内福祉委員会の実情にあわせ、福祉マップの作成と更新を地域見守り活動推進事業等を通じて町内福祉委員会を支援します。	53
	ー		地区社協	
③民生委員による安否確認・見守りの推進	民生委員に対して、ひとり暮らし高齢者の認定者や避難行動要支援者などの情報を提供し、対象者宅への訪問による日頃の安否確認や見守りを実施しています。		民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。	53
民生委員による訪問件数	25,140 件	26,000 件	社会福祉課	
④食育メイトによる栄養教室の開催	「食」に対する健康づくり行動を支援するため、安城市食育健康づくりの会会員（食育メイト）が講習会等で、高齢者向けの低栄養予防や一般成人等に「食」に関する知識を伝えています。		市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。	53
事業実施回数	27 回	26 回	健康推進課	
⑤地域でのサロンの開催支援	地域の高齢者や障害のある人等が気軽に集まれる居場所や交流の場づくりとして、町内福祉委員会やボランティアによるサロンの開催を支援しており、市内各地で大幅に増加しています。		地域におけるサロンの開催と開催頻度の拡大を図るため、担い手の発掘と育成を進めます。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行います。	53
月 1 回以上開催されているサロン実施箇所数	127 箇所	150 箇所	市社協、地区社協	
⑥町内での福祉に関する勉強会の開催支援	町内会を基本単位として、福祉を目的とした勉強会の開催支援をしています。主に介護者支援と介護予防啓発のための勉強会の講師の紹介を行ってきました。		各町内の状況に応じて、住民の要望に合った内容の勉強会が開催できるように講師の紹介をするなど、引き続き、開催を支援します。	53
	ー		市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －			
基本施策	1－1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1－1－（3）多様な小地域福祉活動等の充実				
⑦老人クラブ等健康教育の推進	まちかど講座として、保健師、管理栄養士、歯科衛生士を派遣し、老人クラブや町内会等を対象に、健康に関する講話等を実施しています。		生涯にわたり健康で豊かに暮らすために必要となる健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。	53
健康教育参加者数	5,889 人	6,000 人	健康推進課	
⑧町内での介護予防教室の支援	高齢者等が日常生活のなかで介護予防に取り組めるよう、地域の公民館等に体操講師を派遣し、体操教室の開催を支援しています。		高齢者等が身近な集まりの場所で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指し、介護予防の啓発を図ります。	53
開催箇所	52 箇所	60 箇所	高齢福祉課、市社協	
1－1－（4）地区社協事業と地域支援体制の充実				
①地区社協事業の充実	サロン活動の支援や町内福祉委員会の発足支援、小地域福祉活動の支援、勉強会や広報紙を通じた地域福祉の啓発活動など、住民主体の地域福祉活動を推進するための各種事業を実施しています。		小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた活動の支援を行います。また、地区内の関係機関などと連携を図ります。	53
	－		地区社協	
②地区社協の組織体制の充実	勉強会や講演会、啓発イベントの開催などを通じて、地区社協の役員及び構成員の地域福祉活動への主体的な参加を促し、地区社協の組織体制の充実を図っています。		地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や構成員を拡充するなど、地区社協の組織体制の充実を図ります。	54
	－		市社協、地区社協	
基本施策	1－2 地域における連携と協働の推進			
1－2－（1）地域における支援体制の構築と円滑な推進				
①地域における住民組織間の連携体制づくり	見守り活動推進会議や個別ケア会議等を通じ、町内で活動する組織（民生委員、老人クラブ、ボランティアなど）相互の連携体制づくりを進めています。		地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じて、町内での連携体制づくりを進めます。	56
	－		地区社協	
②町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化	高齢者においては地域包括支援センターが中心となり、地域、介護、医療などの関係者を集め地域ケア個別会議を開催しています。また、各中学校区域で、課題解決機能、ネットワーク機能を持つ地域ケア地区会議を開催しています。		ケース検討会議などへ町内福祉委員会などインフォーマルな支援者の参加を進めることなどにより、町内福祉委員会と地域包括支援センター、地区社協、福祉事業者等の連携を強化します。また、困難事例だけでなく介護予防に取り組むための地域ケア会議のあり方について検討し、実践します。高齢者のみではなく障害者や子どもに関しても、町内福祉委員会と連携したケース検討会議などの開催を検討します。	56
	－		市社協、地区社協、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー2 地域における連携と協働の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー2ー（１）地域における支援体制の構築と円滑な推進				
③生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】	平成 27 年度から生活支援ネットワーク会議を地区社協単位で開催しています。		多様な社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るため、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。	56
生活支援ネットワーク会議の開催回数	18 回	各地区 2 回上	市社協、高齢福祉課	
1ー2ー（２）住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進				
①福祉事業者と関係団体等との交流促進	福祉事業者やNPO、当事者団体、町内福祉委員会等が相互に連携し、協働による地域福祉活動を進めるきっかけをつくるため、「地域福祉マッチング交流会＆サロン活動博覧会」を開催するとともに、各地区において生活支援ネットワーク会議を開催しています。		民間の知識や技能などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど多様な団体、組織が、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。	56
ー			市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	
②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	住民組織と福祉関係団体等の連携・協働を促進するため、市社協や地区社協が、具体的な相談や支援をしています。		町内福祉委員会やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの団体を相互に結び付けるため、市社協や地区社協が、重点的にコーディネートに取り組みます。	56
年間あたりの連携・協働マッチング件数	ー	100 件	市社協、地区社協	
③市民活動センター・ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	市民活動やボランティアに興味はあるが、参加するきっかけがつかめない人の活動への参加を促すため、市民活動センターにおける講座の開催、市民活動センターやボランティアセンターによる相談・コーディネートを実施しています。		マッチング件数が伸び悩んでいることから、市民活動センターや市社協ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実します。また、ボランティアセンターとの連携強化に努めます。	56
ー			市民協働課、市社協	
④団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催	市民活動団体等がお互いの活動を紹介、交流し、知り合い、共に学び合いながら、それぞれの特徴を活かして、相互連携や仲間づくりにつながる市民活動交流会等を実施しています。		市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。	56
交流会開催回数	3 回	1 回	市民協働課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー2 地域における連携と協働の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー2ー（2）住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進				
⑤市民活動活性化事業（市民活動団体支援）	市民活動を活性化するため、市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を収集し、館内掲示や配布により広く情報の発信を行っています。また、相談を受けることで、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングを行っています。		市民活動センターにおいて、センターや活動団体の事業のチラシなどを館内掲示や配布をすることによって、市民活動に関する情報を広く発信します。また、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。	56
市民活動センターを通じたマッチング件数	47 件	65 件	市民協働課	
基本施策	1ー3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進			
1ー3ー（1）防災の啓発と自主防災体制の充実				
①地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）	災害時の公的な救助活動には限界があります。「自分たちのまちは自分たちで守る」ことができるよう地域ぐるみで災害に立ち向かうため、自主防災組織により防災訓練を実施しています。		自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を引き続き支援します。	59
自主防災組織が実施した防災訓練回数	90 回	95 回	危機管理課、市社協、地区社協	
②自主防災リーダー養成研修事業	自主防災活動のリーダー的な担い手を養成するため、防災の基礎知識のほか、先進事例の講演やグループ討議、訓練を通じて災害発生時を想定した救助、搬送、応急手当、非常食作りなどの実践的な知識や技術を学ぶ研修事業を平成 20 年度から毎年開催しています。		自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、新たな訓練メニューを加えたり、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。	59
防災リーダー養成研修会受講者数（累計）	707 人	1,000 人	危機管理課	
③中学生防災隊活動推進事業	日常的に地域に密着した生活をしている中学生は地域防災力の担い手として活躍が期待されるため、その力を活かせるよう、中学生を対象とした防災事業（中学生対象の防災教室や防災体験学習など）を実施しています。		NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会（中学生対象の防災教室や防災体験学習など）を提供するとともに、地域における防災力の向上を図ります。	59
ー			危機管理課、市社協、地区社協	
④家具転倒防止普及事業	家屋内の家具、家電類の転倒、落下防止対策を行うことにより、家庭の安全を守り、地域の減災力向上につなげるため、平成 24 年度から、自主防災組織を対象に家具転倒防止の講演と取付け金具の実演を兼ねた訓練を実施しています。		家具転倒防止のための講演と訓練等をすべての町内の自主防災組織で実施することによって、自主防災組織を通じて、住民に家具転倒防止（減災）の必要性について普及、啓発します。	59
研修実施自主防災組織数	53 組織	63 組織	危機管理課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー3ー（2）住まいの防災、減災対策の推進				
①木造住宅無料耐震診断事業	大規模地震から住民の命と財産を守るため、旧建築基準（昭和 56 年）以前に着工された 2 階建て以下の在来の木造軸組構法又は伝統構法の住宅の無料耐震診断を実施していますが、件数が伸び悩んでいるのが実情です。		住民意識を向上させることを目的として平成 25 年度に改定した耐震改修促進計画に基づき、引き続き住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。	60
耐震診断実施件数	95 件	100 件	建築課	
②木造住宅耐震改修費補助事業	耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事に対し 30 万円（簡易型）又は 120 万円（一般型）を上限に補助を実施していますが、件数が伸び悩んでいるのが実情です。		耐震改修促進計画に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修の促進を強化します。	60
耐震改修実施件数	一般型 18 件 簡易型 1 件	一般型 20 件 簡易型 1 件	建築課	
③木造住宅耐震シェルター整備費補助事業	地震発生時において、特に身を守ることが困難な高齢者や障害のある人の命を住宅の倒壊から守るため、耐震基準に適合しない住宅の耐震シェルター整備工事の支援を行っています。		身体障害者手帳所持者又は高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅（耐震診断の判定値 0.4 以下）の耐震シェルター整備工事に対して、30 万円を上限に補助を実施します。また、平成 30 年度よりメニューとした耐震ベッドの普及に努めます。	60
耐震改修実施件数	0 件	1 件	建築課	
④家具転倒防止器具取付事業	地震による家具の転倒を未然に防止し、減災を図るため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止器具の取付けを実施しています。		障害者のいる世帯については、ほぼ設置された一方で、対象高齢世帯の件数が伸び悩んでいることから、対象高齢者を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて周知を行うなど、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。	60
家具転倒防止器具取付設置世帯数	高齢者 3 世帯 障害者 0 世帯	高齢者 15 世帯	高齢福祉課、障害福祉課	
1ー3ー（3）災害時のボランティア支援体制の充実				
①災害ボランティアコーディネーターの養成	大規模災害が発生したときに市内に駆けつけるボランティアを調整、配置する災害ボランティアコーディネーターを養成する講座を開催しています。本市単独開催に加え、碧海 5 市合同で毎年開催しており、登録者数は増加しています。		講座を通じたボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に着けるフォローアップ講座への参加促進や設置運営訓練を通してスキルアップを図ります。	60
災害ボランティアコーディネーター登録者数	73 人	100 人	市社協、市民協働課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー3ー（4）避難行動要支援者支援制度の啓発と充実				
①避難行動要支援者支援制度の啓発	まちかど講座や市広報紙、民生委員による個別訪問、地区社協の勉強会や町内福祉委員会による見守り活動の機会などを通じて、制度の啓発をしています。		多様な媒体やまちかど講座などの機会を通じて、介護支援専門員やボランティアなどの関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。	60
説明会実施数	10 回	15 回	社会福祉課、地区社協	
②避難行動要支援者支援制度の効果的運用	災害発生時に避難行動要支援者支援制度を機能させるため、地域の防災訓練時に避難行動要支援者名簿を活用しています。また、要支援者と地域支援者が防災訓練と一緒に参加している町内福祉委員会もあります。		民生委員等の協力を得ながら同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め、引き続き日頃の見守り活動に活用しながら、顔の見える関係づくりを支援します。 また、要支援者に配布した救急医療情報キットの情報更新と更なる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。	60
避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数	3,881 人	4,000 人	社会福祉課、市社協、地区社協	
1ー3ー（5）防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり				
①安全安心情報メールなどによる情報提供事業	市広報紙や市公式ウェブサイトのほか、町内会の回覧を活用して犯罪情報を周知しています。また、安全安心情報メールにより不審者情報を配信し、情報共有することで子どもの犯罪からの安全確保に努めています。		多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っていく、加入者拡大を図っていきます。	61
安全安心情報メール発信回数	262 回	260 回	市民安全課	
②防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業	子ども（保育園や幼稚園、小学校等）から大人（老人クラブ、町内会、防犯ボランティア）まで幅広い住民を対象に防犯教室を開催しています。また、地域安全大会の開催や街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、防犯の啓発を図っています。		防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人や成人向けの効果ある啓発方法について検討を進めます。	61
防犯教室等開催回数	112 回	110 回	市民安全課	
③自主防犯組織活動支援事業	自主防犯活動を実施している各町内会等に防犯用品提供などを支援しており、76町内会において、自主防犯パトロールを実施しています。		自主防犯パトロール隊未整備の町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している町内会においては、引き続き支援を行い、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。	61
自主防犯パトロール隊数	76 隊	81 隊	市民安全課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	頁
1ー3ー（5）防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり				
④犯罪抑止モデル地区指定事業	毎年、犯罪が多発もしくは増加傾向にある地区を犯罪抑止モデル地区に指定し、地域と市、警察が協働して防犯活動を実施しており、各地区において犯罪発生件数の減少につながっています。		犯罪抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、安城警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様な取組が他地区に広がっていくよう努めていきます。	61
犯罪抑止モデル地区指定地区数（累計）	13 地区	19 地区	市民安全課	
⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備	学校安全ボランティアであるスクールガードを各小学校で組織化し、登下校の児童の見守り活動を実施しています。市内にスクールガードリーダー2人を配置し、各校を巡回指導しています。		登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。	61
スクールガード登録者数	1,684 人	1,800 人	学校教育課	
⑥消費相談事業	平成 28 年「消費生活センター」を開設し、相談日をそれまでの週 2 回から週 4 回に増やし、悪質商法や商品、サービスに関するトラブルなど消費生活に関する苦情や問い合わせ、多重債務などの相談を受け付けており、相談内容に応じて適切な相談機関の紹介や解決のための助言、援助をしています。		「消費生活センター」では週 4 日、2 人体制の相談体制により、相談者のプライバシーの保護に配慮しつつ、消費生活相談に的確に応じ、早期の問題解決に努めます。また、高齢者、若年者を含めた消費生活教育を実施し、特に高齢者の見守りについては、関係機関とも連携していけるよう環境を整備します。さらに、相談内容の多様化に対応するため、相談員の研修を随時行います。	61
消費相談窓口の認知度	27.2%	40.0%	商工課	
1ー3ー（6）交通安全の啓発				
①交通安全教育推進事業	園や学校、町内会や老人クラブ等の要望に基づき、安城警察署、市、交通指導員による交通安全教室等を実施しています。また、交通安全リーダーの育成や中高生への自転車運転マナー指導の実施など、子どもから高齢者まで幅広い世代に交通安全教育を推進しています。		交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。	61
交通安全教室開催回数	97 回	97 回	市民安全課	
②交通安全広報活動推進事業	交通事故撲滅を推進するため、年 4 回の交通安全運動期間や死亡事故ゼロの日等に合わせ、街頭啓発キャンペーンや町内回覧、市広報紙、市公式ウェブサイト、ラジオ放送を行うほか、ひとり暮らし高齢者への反射材の配布等を通じて、交通安全の広報及び啓発を行っています。		現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。	61
ー			市民安全課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1－4 生きがいと社会参加の創出			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	頁
1－4－（１）社会参加の促進と生きがいづくり				
①高齢者教室開催事業	概ね 65 歳以上の住民を対象に、幅広いカリキュラムで 1 年間の連続講座（10 回程度）を、地区公民館で開催しています。		高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがいを求めるための学習機会の場の提供を、引き続き実施します。	64
高齢者教室クラス数	11 クラス	11 クラス	生涯学習課	
②シルバーカレッジ開催事業	60 歳以上の住民を対象に、毎年 45 人を定員で募集し、幅広いカリキュラムで 2 年間の連続講座（年間 23 回程度）を開講しています。		高齢者にふさわしい社会適応力と教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会の提供を行うとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネート強化に努めます。	64
シルバーカレッジクラス数	2 クラス	2 クラス	生涯学習課	
③福祉センター講座開催事業	60 歳以上の高齢者層の生きがいと社会参加を促進するため、各福祉センターで幅広い講座を開催しています。		地域のニーズに応じて、引き続き、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの創設やボランティア養成に努めます。	64
講座数	36 講座	39 講座	市社協	
④福祉センターサロンの開催【新規】	福祉センター利用者にとっての居場所づくりと地域福祉活動の担い手の育成を目的として、すべての福祉センターで開催しています。		気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者のなかから地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。	64
参加者数	延 15,377 人	延 16,000 人	市社協、地区社協	
⑤「農」のある暮らし体験事業	農作物の栽培作業等を通じて、高齢者の健康づくりや生きがいを図るため、アグリライフ支援センターで、春夏野菜づくりと秋冬野菜づくりそれぞれ開講し、農業の基礎を学ぶため、実習・講義・農家見学・視察研修等を実施しています。		優良農地の保全と農業の持続発展を目指す「安城アグリライフ構想」に基づき、引き続き、事業を実施、支援します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場の提供をしています。	64
野菜づくり入門コース実施回数	2 回	2 回	農務課	
⑥地域における高齢者スポーツの推進	健康を維持することや体力を持続することを目指し、「歩けランニング運動」（7 事業）や「おはよう！ふれあいラジオ体操会」（市内約 200 会場）などを実施しています。		定期的かつ継続的な活動ができるよう、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の開設会場の案内や「歩けランニング運動」の会場マップの配布など、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。	64
ラジオ体操参加者数（大人）	延 17,115 人	延 18,000 人	スポーツ課	

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －			
基本施策	1－4 生きがいと社会参加の創出			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	頁
1－4－（１）社会参加の促進と生きがいづくり				
⑦講座型デイサービス事業	在宅の障害のある人の自立、相互交流を図るとともに、生きがいを高めるために、教養や趣味等の講座を総合福祉センターにて身体障害者デイサービス事業（講座型）を実施しています。		障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。また、運動系講座の参加者拡大に努めます。	64
講座型デイサービス講座数	15 講座	15 講座	障害福祉課、市社協	
⑧障害者社会参加促進事業	障害のある人の社会参加を促進するため、安城市身体障害者福祉協会に委託して、障害者福祉体育祭や残存機能訓練、各種教養講座、作品展などを実施するほか、安城市手をつなぐ親の会に青年学級ふれあい事業（レクリエーション活動等）を委託しています。 また、平成25年度から精神障害者安城地域家族会「ふなの木会」に、精神障害者ふれあい促進事業（レクリエーション活動等）を委託しています。		障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援する観点も加味しながら、引き続き、障害者福祉体育祭やふれあい事業など社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い参加者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。	64
行事参加者数	981 人※ ※障害者福祉体育祭が台風のため中止	1,300 人	障害福祉課	
⑨障害のある人のスポーツ活動参加促進事業	障害のある人も参加しやすいスポーツに関する情報提供を行うなど、安城市体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障害のある人のスポーツ活動への参加を促進しています。また、市や県を代表して全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する激励金制度を設けています。		広報や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度（全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する制度）の周知を行うとともに、障害福祉課等関係機関とも連携・連絡を密にして申請漏れ等の防止に努めます。こうした障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野の拡大の一助とします。	65
障害者大会激励金申請数	1 人	5 人	スポーツ課、障害福祉課	
⑩地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	子どもと保護者の地域への参加促進と地域の子育て力の向上を図るため、子ども会行事と併せ、様々な内容の親子ふれあい活動を各小学校区において開催しています。		全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。	65
親子ふれあい活動実施校数	18 校	21 校	生涯学習課	

本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう ー 自助・共助による住民主体のまちづくり ー			
基本施策	1ー4 生きがいと社会参加の創出			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
1ー4ー（2）就労機会の拡充				
①シルバー人材センターの活用促進	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、働くことを通じ生きがいの充実や地域社会の発展に貢献することを希望する高齢者に対して、シルバー人材センターを通じて就業機会を確保・提供しています。		シルバー人材センターは年々、会員数も増加していますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。	65
シルバー人材センター会員数	1,001 人	1,150 人	高齢福祉課	
②障害者就労支援事業	就労相談員を配置して、障害のある人の一般就労に向け、公共職業安定所（ハローワーク）や特別支援学校などから情報収集を行い、就労を希望する障害のある人に必要な情報提供を行っています。		障害のある人の一般雇用に向け、就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	65
一般就労者数	25 人	28 人	障害福祉課	
③若年無業者就労支援事業【新規】	一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族を支援し、若者本人の自立・就業促進することを目的としています。 就労相談を実施し、就労に向けた支援プログラムを作成しています。		一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、職業適性検査、自己 PR、履歴書、コミュニケーションスキル、職場体験等を行います。	65
支援者の進路決定率	56.3%	50%以上を継続	商工課	
④就労に困難を抱える者への支援【新規】	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労準備支援事業があります。		雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	65
ー			社会福祉課	

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくりー			
基本施策	2ー1 福祉のこころの醸成			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
2ー1ー（1）地域や家庭における福祉学習の推進				
①市社協広報紙発行事業（基本施策1ー1ー（1）ー①の再掲）				67
②町内福祉委員会全体研修会開催事業（基本施策1ー1ー（1）ー②の再掲）				67
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業（基本施策1ー1ー（1）ー③の再掲）				67
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	地域における福祉学習の一環として、講演会や講座、介護教室等を地区社協で開催しています。また、町内福祉委員会が主催する介護等に関する講座の開催を支援しています。		様々な関係機関と連携して地域における福祉学習機会を充実させ、より多くの住民への福祉に対する意識啓発を図ります。	67
地区社協講演会等開催回数	113 回	120 回	地区社協	
2ー1ー（2）学校における福祉教育の充実				
①福祉学習支援事業	子どもたちが優しい心と思いやりの心を持ち、お互いに助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験などの福祉学習を行う小中学校に助成しています。また、学習プログラムを作成し校長会にて周知をしています。		学校における福祉学習を充実するため、助成を継続的に実施するとともに、学校との協働や地区社協と連携を進め、より効果的な福祉学習プログラムの検討・作成や講師紹介に努めます。	67
相談支援件数（助成件数を含む）	34 件	40 件	市社協、学校教育課	
②ふれあいネット推進事業（地域と連携したこころの教育等の推進）	子どもたちが学校や家庭、地域で安心して生活し、心の問題を解決できるよう、いじめや不登校などの問題に対する教師、保護者のほか、住民への啓発のため、ふれあい活動や講演会などの活動を実施しています。		地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、住民と子どもがともに考え合う場の充実と子どもの健全育成のためのリーフレットの作成・配布を通じた広報・啓発に努めます。	67
ふれあい活動事業参加人数	46,898 人	48,000 人	学校教育課	
③特別支援学級と通常学級との交流学級の推進	共生社会の形成に向けて、社会性を養い、豊かな人間性を育てるなどの意義を有し、多様性を尊重する心を育む機会として、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を進めています。		各学校において、交流の狙いを明確にするとともに、教育課程の位置づけや年間指導計画作成などの対応を計画的、組織的に推進します。	67
ー			学校教育課	
2ー1ー（3）相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発				
①福祉まつり事業	福祉に対する理解を深め、住民参加による福祉のまちづくりの契機とするため、毎年、総合福祉センターと社会福祉会館を会場に開催しています。		福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための参加体験型イベントとして、多様な年齢層の市民の参加、新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。	68
福祉まつり参加者数	7,600 人	8,000 人	市社協	

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくりー			
基本施策	2ー1 福祉のこころの醸成			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	頁
2ー1ー（3）相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発				
②あんぶくまつの開催支援（障害者社会参加促進事業）	障害のある人とのふれあいや交流を通じて相互理解とノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透等を目的に、平成22年度から、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人やNPO等で行う委員会を組織し、事業所の紹介や福祉施設製品の販売等を行っています。		障害のある人の社会参加と障害のある人に対する理解につながる機会となっていることから、他のイベントとの抱き合わせを踏まえて多くの住民が来場するよう魅力ある内容の交流イベントとして継続して開催します。	68
－			障害福祉課	
③多文化共生推進事業	日本人と外国人のお互いの文化の紹介と生活習慣の理解促進を図るため、料理講座、防災講座、交流会などの事業を実施しています。また、日本語教室を開催しています。さらに、お互いの違いを認識しながら生活するため、講座やイベントの開催の他、ワークショップも開催しています。		外国人住民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人住民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。	68
イベント等実施回数	11 回	14 回	市民協働課	
基本施策	2ー2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援			
2ー2ー（1）地域福祉活動の参加機会の提供				
①市社協広報紙発行事業（基本施策1ー1ー（1）ー①の再掲）				70
②町内福祉委員会全体研修会開催事業（基本施策1ー1ー（1）ー②の再掲）				70
③地区社協地域福祉活動勉強会開催事業（基本施策1ー1ー（1）ー③の再掲）				70
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実（基本施策2ー1ー（1）ー④の再掲）				70
⑤ボランティア登録の促進【新規】	ボランティアセンターには、町内福祉委員会や地区社協から、ふれあいサロン活動やイベントへのボランティアの派遣依頼が寄せられ、登録ボランティアの紹介を行っていますが、人数や分野が限られ、ニーズに応えられないことがあります。		ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。	70
新規登録件数（累積）	－	10 件	市社協	
⑥ボランティア体験プログラム事業	福祉の啓発と青少年の福祉ボランティアへの参加を促進するため、中高生を主な対象として、夏休み期間中に市内の福祉施設や福祉団体の協力を得て、ボランティア体験の機会を提供しています。		中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験について、福祉施設だけでなく、町内福祉委員会やボランティアにも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。	70
体験場所	64 箇所	74 箇所	市社協	
⑦市民活動活性化事業（情報受発信）	市民活動センターにおいて、市民活動情報サイトの管理、メールマガジンや情報誌の発行、SNS等により情報の受発信を行っています。また、交流センターまつりや市民活動交流会を実施しています。		市民活動の参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流マッチング機能の充実に努めます。	70
メールマガジン発行回数	12 回	12 回	市民協働課	

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくりー			
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	頁
2-2-（2）ボランティア等の養成と活用				
①各種ボランティア等の 養成講座の充実	ボランティアセンターでは、災害ボラン ティアコーディネーター養成講座や点訳ボラ ンティア講座、音訳ボランティア講座、手話 講座、要約筆記パソコン講座、傾聴ボラン ティア講座などを実施しています。 また、市民活動センターでは、協働のまちづ くりの担い手を育成するため、平成 25 年度 から「協働のまちづくり人材養成講座事業 （まちづくり人養成講座）」を実施し、平成 30 年度以降は、その後継事業として「市民 協働サポーター養成講座」を開催していま す。		ア プログラムの充実 ボランティアの水準に合わせ、入門から 専門まで段階的な講座や地域のニーズ に合ったボランティア養成講座の開催 に努めます。 また、これまでボランティアセンター主 催で実施してきた講座を、各団体が自主 的に開催できるよう支援体制を整えま す。 イ 市民協働サポーター養成講座の開催 協働のまちづくりに関する基本的な知 識やスキルを共に学ぶ機会を通じて、市 民協働を推進する市民協働サポーター を育成します。 ウ 他団体との連携、協働による講座の充 実 ボランティア養成講座を充実するため、 近隣の市町村社会福祉協議会やNPO などとの連携・協働を検討し、講座の企 画を目指します。	70
ボランティア養成講座開催講 座数	社協主催講座 7 講座 団体自主講座 0 講座	社協主催講座 4 講座 団体自主講座 3 講座	市社協	
市民協働サポーター登録者数	18 人	25 人	市民協働課	
連携・協働等による講座事業 数	1 事業	1 事業	市社協	
②公民館活動リーダー育 成事業	町内公民館活動に関わるリーダーの人材を 育成するため、活動事例発表や研修会など を実施しています。		活動事例発表会や、地域活動の取組を見直 す方法等の検討につながるような、研修会 を開催します。	71
研修会の実施	実施した	実施する	市民協働課	
③各種ボランティア保険 の周知と加入促進	地域活動や青少年活動など、一定の要件を 満たしたグループの活動中のケガや事故に 対応できるよう、ふれあい補償制度やボラ ンティア活動保険、ボランティア行事用保 険など、各種ボランティア保険の加入促進 を行っています。		安心して活動に取り組めるよう、ふれあい 補償制度や各種ボランティア保険の周知と 加入促進に努めます。	71
広報掲載回数	市広報紙 1 回 市社協広報紙 1 回	市広報紙 1 回 市社協広報紙 1 回	市民協働課、市社協	

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくりー			
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
2-2-（3）地域福祉活動等を担う団体の活動支援				
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援（基本施策1-1-（2）-①の再掲）				71
②地域福祉活動助成事業（基本施策2-2-（4）-①に掲載）				71
③町内会活動支援事業（基本施策2-2-（4）-②に掲載）				71
④公民館活動補助事業（基本施策2-2-（4）-③に掲載）				71
⑤市民活動補助制度の運用 及び協働事業への支援制 度の活用	市民活動のまちづくりや地域が抱える課題 の解決につながるよう、幅広い分野の市民 活動を支援する公募型補助制度（団体の自 由な発想による「市民提案型事業」と行政課 題の解決につながる「行政提示型事業」）を 平成 25 年度に創設し、市民協働によるま ちづくりや市民活動を活動資金面から支援 しています。		補助制度の運用状況を踏まえながら、補助 額や補助率、メニューの見直し（多様な主体 同士の協働事業を公募する「協働事業提案 型事業」の新設）を行うなど、市民活動団体 等にとって活用しやすい制度に適宜改善し ながら、市民発意・市民の自主性・自立性を 促すような活動資金面での支援を行いま す。	71
延べ助成団体数（累積）	35 団体	70 団体	市民協働課	
⑥ボランティア活動助成事 業	活動に必要な備品などの購入・修繕費用を 助成する「ボランティア活動活性化応援助 成金」や「ボランティア活動備品購入費等助 成金」によりボランティア等の活動を支援 しています。		状況やニーズに応じて助成内容の見直しを 行いつつ、引き続き、ボランティアの活動を 資金面から支援します。	71
助成団体数	7 団体	10 団体	市社協	
⑦市民活動活性化事業（市民活動団体支援）（基本施策1-2-（2）-⑤の再掲）				71
⑧市民活動活性化事業（人 材・団体育成事業）	市民交流センターにおいて、市民活動に造 詣が深い人や先進的な活動を行っている団 体、個人を招いて、スキルアップ講座等を開 催し、市民活動団体や市民活動に関心があ る市民に学ぶ機会を提供しています。		ア スキルアップ講座 市民活動団体メンバーのスキルアップ を図るため、ICT スキル、ファシリテー ションなどに関する講座を開催します。 イ 市民活動団体の組織基盤強化のための 講座の開催 【新規】 財務処理やNPO法人設立方法など団 体の組織基盤を向上させるための講座 の開催を通じて市民活動団体の運営能 力を高める支援を行います。 ウ 市民活動団体の自立を促すための制度 の研究 【新規】 市民活動団体が、自立して活動を継続す るための「伴走支援」や「プロボノ」、「フ ァンドレイジングによる資金調達」など の新たな支援策を研究します。	71
講座開催数	7 講座	7 講座	市民協働課	

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくりー			
基本施策	2ー2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
2ー2ー（4）町内福祉活動等に対する助成				
①地域福祉活動助成事業	小地域福祉活動を活性化するため、町内会及び町内福祉委員会に対し、市社協一般会費を財源として地区社協から助成をしています。		地区の実情に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて助成の方法等を検討します。	72
助成町内会数	81 町内会	全町内会	市社協、地区社協	
助成町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会		
②町内会活動支援事業	町内会活動を活性化するために、各町内会に属する人口や世帯、面積等に応じて補助金を交付しています。また、町内会の掲示板の設置や修繕に係る経費、町内会がAED等の設置に必要な経費の一部を補助しています。		より多くの住民が町内会に加入するよう、魅力的な町内会活動を支援するため、町内会の要望を踏まえながら、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。	72
対象町内会数	81 町内会	全町内会	市民協働課	
③公民館活動補助事業	町内公民館等が行う住民を対象に行う生涯学習事業に対して費用の一部を補助しています。		町内公民館活動の活性化を支援するため、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。また、活動内容の充実を促すため、公民館活動事例発表会を開催します。	72
対象公民館数	81 公民館	全公民館	市民協働課	
④町内公民館建設費等補助事業	住民が文化的、教育的、その他組織的な活動を行うための町内公民館の建設、改修する場合に費用の一部を補助しています。		町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、引き続き、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。	72
補助実行	実施	実施継続	市民協働課	
基本施策	2ー3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援			
2ー3ー（1）当事者団体に関する情報提供及び情報交流の推進				
①障害者団体や介護者団体等の当事者団体の周知	同じ悩みを抱える人が集まって課題解決等の活動に取り組んでいる当事者団体への理解や周知を促進するため、市社協広報紙や障害者手帳交付窓口などにおけるチラシ配布を通じ、当事者団体に関する情報提供を行っています。		会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、市社協広報紙などを通じて、当事者団体の周知に努めます。	74
市社協広報紙掲載回数	1 回	1 回	市社協、障害福祉課、高齢福祉課	
②関係団体等懇話会の開催	当事者団体間の情報交流を図るため、意見交換を実施し、出された意見の実現に努めています。		当事者団体間の情報交流と意見交換を進めるため、継続的に関係団体等懇話会を開催します。具体的な課題解決に向けた意見交換を密に行うため、自立支援協議会における「当事者部会」の設置を検討します。	74
懇話会団体数	14 団体	14 団体	障害福祉課	

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくりー			
基本施策	2ー3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
2ー3ー（2）当事者団体の育成及び活動支援				
①老人クラブ活動支援事業	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブに対し、会員の教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流などの活動が実施できるよう支援しています。高齢者は増加しているにも関わらず、定年退職後も就労する人が増えていることなども影響し、クラブ数は横ばい、会員数は減少基調にあるのが現状です。		高齢者の孤立防止や健康的な生活を営むためにも、老人クラブは必要であることから、引き続き、会員増加に向け、安城市老人クラブ連合会と協議しながら、社会貢献の意向や前期高齢者のニーズを踏まえて活動内容の充実を支援します。また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。	74
老人クラブ数 老人クラブ会員数	99 クラブ 10,956 人	103 クラブ 11,300 人	高齢福祉課	
②障害者社会参加促進事業	（基本施策1ー4ー（1）ー⑧の再掲）			74
③子育てサークルへの支援（地域子育て支援センター事業）	子育て中の親子同士が集まり、相互交流を深め、子育ての情報交換や悩みを相談し合う活動を行う子育てサークル活動を活性化するため、相談、助言などの支援を行っています。		地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続するとともに、活動に対する支援を行います。また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。	74
支援回数	450 回	450 回	子育て支援課	
④介護者のつどいの周知と充実【新規】	介護者同士の語り合いや専門職からの助言、リフレッシュなどを目的に介護者のつどいを開催しています。		事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者の拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。	74
介護者のつどい延べ開催回数	延 52 回	延 60 回	市社協、地区社協	
⑤新たな当事者団体の支援	会員同士の支え合い活動以外にボランティア活動ができる団体は、ボランティアセンターに登録してもらい支援ができていますが、それ以外の小規模の団体の把握は十分とは言えない状況です。		小規模団体の把握に努めます。新たな当事者団体の結成に対して、必要に応じて相談に応じるとともに必要な情報を提供します。また、地域で課題を持つ人など、当事者組織の組織化を支援します。	75
ー			市社協、社会福祉課、障害福祉課	
2ー3ー（3）町内福祉委員会への啓発と活動支援				
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援（基本施策1ー1ー（2）ー①の再掲）				75
②地域見守り活動推進事業（基本施策1ー1ー（3）ー①の再掲）				75

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう ー地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり ー			
基本施策	2ー4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
2ー4ー（1）福祉センターの計画的な修繕と活用促進				
①福祉センター維持管理 事業	地域福祉活動の拠点として、中学校区ごとに福祉センターの計画的な整備を進めました。平成 28 年4月には市内 8 か所目となる明祥福祉センターを開設しました。		建設事業としては完了したことから、今後は、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めます。	76
	ー		社会福祉課	
②地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進	福祉センターは地域福祉活動の拠点であり、福祉センターごとにコミュニティワーカーを配置して住民による地域福祉活動を支援しています。また、平成 27 年度から福祉センター利用推進委員会を開催するとともに、また、アンケートを実施するなどして、利用者の意見を踏まえた地域福祉活動の拠点としての福祉センターの運営を進めています。		地域福祉活動団体やボランティアなどの住民が利用しやすいセンターとするため、利用者目線を重視して利用方法の改善に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。	77
	ー		市社協、地区社協	
2ー4ー（2）地域福祉活動等の拠点施設の充実支援				
①町内公民館建設費等補助事業（基本施策2ー2ー（4）ー④の再掲）				77

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－1 福祉サービスに関する適切な情報提供			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－1－（１）福祉サービスに関する情報の収集と発信				
①福祉サービスに関する 情報提供	住民が適切に福祉サービスを利用できるよう、市や市社協の広報紙やウェブサイトへの掲載、情報誌（小冊子）の配布等により、福祉サービスに関する情報を提供しています。		利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。	79
－			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、市社協、地区社協	
②福祉制度や医療制度に 関する情報発信と理解 促進	福祉制度や医療制度は制度改正を繰り返しており、わかりにくいとの声があるため、対象者に対してわかりやすい説明に努め、理解の促進を図っています。		制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。	79
－			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課	
③福祉施策をまとめたガ イドブックによる情報 提供	本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」を市役所や各福祉センター、地域包括支援センター等の窓口配置するほか、民生委員に配布し、必要な人へ情報が届くようにしています。		本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」について、適切な情報を提供できるよう、毎年加除修正を行い、引き続き、必要に応じて民生委員などに配布するとともに各窓口配置します。	79
－			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	
3－1－（２）情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供				
①市、市社協公式ウェブサ イトの充実	アクセシビリティに準拠して、視覚障害者や高齢者に配慮した文字拡大などの表示や音声読み上げソフトに対応した表現を用いるなど、誰もが必要な情報に容易にたどり着けるよう、工夫したウェブサイトを作成しています。		各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。	79
－			秘書課、市社協	
②点字、音声による情報提 供の推進	視覚障害者が必要な市政情報を把握できるよう、市広報紙をCD等に録音して、視覚障害者宅へ送付する声の広報発行事業を実施しています。		インターネットの普及等により、市公式ウェブサイトを利用する視覚障害者も増えつつあるため、声の広報発行事業を継続しつつ、市公式ウェブサイトの充実を図ります。	79
－			障害福祉課	
③手話通訳者、要約筆記者 派遣事業	聴覚障害者等への手話通訳者の派遣及び難聴者や中途失聴者への要約筆記者の派遣を行っていますが、手話通訳者や要約筆記者の登録が減少してきています。 なお、障害福祉課窓口には専任の手話通訳者を配置しています。		利用状況を踏まえて現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携し手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。	79
派遣件数	319 件	350 件	障害福祉課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－1 福祉サービスに関する適切な情報提供			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－1－（2）情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供				
④外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供	外国人住民が転入する際に4言語で翻訳した生活ガイドブックを配布し、暮らしに必要な基本的な制度や申請、ごみ出しの方法などについて、多言語で情報提供しています。		生活ガイドブックは、2年おきに改訂していますが（1回に2言語、全4言語）、全言語で最新の情報が提供できるよう検討するほか、内容の充実を図ります。 また、外国人住民の多国籍化への対応を検討します。	79
－			市民協働課	
基本施策	3－2 きめ細かな相談支援体制の確立			
3－2－（1）住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築				
①包括的な相談支援体制の整備【新規】	子育てと介護（ダブルケア）や高齢者とひきこもり（8050 問題）など、複雑かつ複合的な福祉課題に的確に対処していくことが求められています。 制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。		相談支援を総合的に扱うための組織体制を検討し、住民に身近な圏域において包括的に相談できる相談窓口の設置を検討していきます。	81
－			社会福祉課	
②市社協の相談支援体制の整備・充実	市社協では、介護保険法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく相談業務を事業者として行うほか、生活困窮者への貸付け相談やボランティア相談、心配ごと相談、子ども生活相談、制度の狭間にある人に対応するふれあいサービスセンターなど、多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。		福祉に関する相談支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や他の民間の相談業務を行う事業者との連携を一層強化して、複雑かつ複合的な課題を持った人にも迅速に対応できる市社協の相談支援体制づくりに努めます。	81
－			市社協	
3－2－（2）地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進				
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援	町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、住民の困りごとを確認し、解決に向けて地域のなかで話し合うとともに、適切な相談窓口や関係機関につなげるよう支援しています。		町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、地域の要支援者等の実態把握や声かけをしながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。	81
地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	76 町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	
②民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援	身近な相談相手として民生委員の存在や役割を住民に周知するために、市や市社協、地区社協の広報紙を活用して、民生委員・児童委員の活動を定期的に紹介しています。		民生委員の存在や役割について広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。	81
－			社会福祉課、市社協、地区社協	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－2 きめ細かな相談支援体制の確立			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－2－（2）地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進				
③地域ケア体制の推進	市、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地区社協、福祉センターなどで協議し、高齢者、障害のある人の基本的な支援体制について、それぞれの機関の役割を明確化しています。 また、地域包括支援センター、地区社協で定期的に会議を開催し、地域ニーズの確認及び対応方法について検討しています。障害のある人が関係する場合など必要に応じて、基幹相談支援センターも参加しています。		あんジョイプラン8に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議の開催を検討します。 また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいとインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。 さらに、高齢者や障害者を問わず、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入を促進し、民間サービスと公的サービスの連携による官民協働についても検討を進めます。	81
－			高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	
3－2－（3）専門的な相談支援体制の充実と周知				
①高齢者の相談窓口の周知と充実	すべての中学校区に高齢者の生活を支える相談機関としての地域包括支援センターを設置しています。 住民に地域包括支援センターを知ってもらえるよう町内福祉委員会等での周知や市広報での情報提供を行っています。		高齢者はもとよりその家族に対して地域包括支援センターを理解していただくよう周知活動を行います。 また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深め、相談・支援体制の強化を図ります。	81
－			高齢福祉課、市社協	
②障害のある人の相談窓口の周知と充実	市の指定を受けた相談支援事業所が障害児・者の相談に対応しており、障害福祉サービス利用者全員に相談支援専門員が対応する体制が整っています。 また、基幹相談支援センターによる相談支援員への研修等を実施し、相談支援員のスキルの充実を図っています。		相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。	82
相談支援事業所数	7 事業所	8 事業所	障害福祉課、子ども発達支援課、市社協	
③健康に関する相談窓口の開設	健康に不安のある人に対する相談の機会を提供するため、保健センターで保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が面接、電話で健康に関する相談に応じています。		健康に不安のある人が不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	82
－			健康推進課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－2 きめ細かな相談支援体制の確立			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－2－（3）専門的な相談支援体制の充実と周知				
④子育てに関する相談窓口の周知と充実	保健センターで保健師等による妊娠中からの相談を行うほか、子育ての総合支援施設「あんぱ〜く」や子育て支援センターにおいて子育ての相談に幅広く対応しています（子育て世代包括支援センター機能）。また、教育センターでは、社会教育指導員や臨床心理士による教育相談を行っています。		関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、ママフレ（育児を応援する行政サービスガイド）や子育て支援情報誌などを通じて相談窓口や方法などの周知を図ります。また、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	82
－			子育て支援課、子ども発達支援課、学校教育課、健康推進課	
⑤ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実	ひとり親家庭を対象に、生活の安定や就労、家庭や子育ての相談など、生活全般の相談、指導を実施しています。		ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行うとともに、定期的な市広報紙への掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	82
－			子育て支援課	
⑥ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実	市民相談、子育て相談、女性相談等の様々な相談事業のなかで、DVに関する相談にも応じています。 DV 庁内連絡会を開催し、関係課間で情報共有を図り、支援にあたっています。		DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。 DV 庁内連絡会を開催して庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。	82
－			市民協働課、市民課、子育て支援課	
⑦生活困窮者の相談窓口の周知と充実【新規】	就労および心身、地域社会との関係等の事情による生活困窮者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、個々の状態にあったプランを作成し、必要な支援を行っています。		生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。 対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図っていきます。	82
－			社会福祉課	
⑧犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援【新規】	経験豊富な保護司が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携、更生保護活動に関する情報提供を行っている更生保護サポートセンターの設置、運営を支援しています。		犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	82
－			社会福祉課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－3 公的な福祉サービスの充実			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－3－（１）各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開				
①高齢者に対する福祉サービスの充実	高齢者に対しては、福祉用具の給付・貸出や生活支援をはじめとする在宅福祉サービスを実施しています。 また、介護が必要な状態になったときには、介護保険による在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等が利用できます。 なお、平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。この制度の周知と利用促進を図ることが必要です。		高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。 介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	83
	－		高齢福祉課	
②障害のある人に対する福祉サービスの充実	障害のある人が地域で暮らし続けられるよう、障害のある人の居宅介護や通所施設等のサービスを提供しています。 なお、国が定める事業のほか、市独自で行える日中一時支援事業や移動支援事業などのサービスの提供もしています。		障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。	84
	－		障害福祉課	
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画（2015～19）に基づき、各種保育サービスや子育て支援施策を推進しています。		保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。	84
	－		子育て支援課、保育課	
④介護予防事業の充実	高齢者の生活機能の向上と、それによる一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することで、一人ひとりの生活の質（ＱＯＬ）の向上を目的に、福祉センター並びに町内会等で介護予防講座等を開催しています。		より多くの高齢者等が介護予防に取り組みめるよう、町内会や専門機関と連携し、介護予防事業の充実を図ります。 また、参加者が介護予防活動支援者となれるよう意識啓発に努めます。	84
介護予防事業参加者数・講座数	なつかし学級 延 6,046 人 スッキリ☆しゃっきり健康体操 延 9,385 人 －	なつかし学級 延 6,300 人 すっきり・しゃっきり健康教室 延 9,500 人 介護予防講座数 20 講座	高齢福祉課、市社協	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－3 公的な福祉サービスの充実			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－3－（１）各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開				
⑤家族介護者に対する支援の充実	要介護者が居家で自立した日常生活を営むために、過度な負担を抱えがちな家族介護者に対して、介護手当を支給しています。		家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、制度の継続・充実を図ります。 また、なお一層の制度の周知を行い、必要としている家族介護者への手当給付の徹底を目指します。	84
介護人手当受給者数	420 人	480 人	高齢福祉課	
⑥分野横断的な福祉サービスの展開【新規】	現在の福祉制度はこれまで対象者ごとに整備され、それぞれの福祉サービスの充実を図っていくことが求められてきました。 その一方で、福祉ニーズが多様化、複雑化しており、従来の対象者ごとの枠組みでは適切な支援・サービスを提供できないといった懸念が生じています。		高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせたりするなど、分野横断的な福祉サービスの展開について、関連部署間の協議を必要に応じて実施していきます。	84
－			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、子ども発達支援課、健康推進課、市社協	
3－3－（２）福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実				
①高齢者福祉施設の整備	介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム 1 箇所、地域密着型特別養護老人ホーム 1 箇所、認知症高齢者グループホーム 2 箇所、地域密着型特定施設 1 箇所、小規模多機能型居宅介護施設 1 箇所、看護小規模多機能型居宅介護施設 1 箇所の整備を進めました。		介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。	84
－			高齢福祉課	
②障害者福祉施設の整備	長期入院及び施設入所から地域生活へ移行（地域移行促進）する障害のある人などの地域生活の場として、グループホームの役割が重要となっています。 グループホームの建設費の一部補助を行い、施設整備を促進してきました。		施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。	84
－			障害福祉課	
③保育園の整備	平成 26 年度に整備計画を策定し、これに基づき平成 28 年度、30 年度に各 1 園の改築工事が完了しました。 また、中規模改修工事を平成 28 年度に 1 園、平成 29 年度、30 年度に各 2 園実施しました。		安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、整備計画に基づき、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。	84
－			子育て支援課、保育課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－3 公的な福祉サービスの充実			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－3－（2）福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実				
④児童クラブの整備	昼間、保護者が就労等で家庭にいない小学校児童を預かり、遊びや生活をする場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ってきました。		子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童クラブ施設や支援員の確保を図っていきます。	85
		－	子育て支援課	
⑤福祉人材の確保【新規】	少子高齢社会を迎え、福祉ニーズは多様化・高度化しており、今後も介護や保育分野の人材需要は高まるものと見込まれます。 一方、全産業で人材確保が困難な状況にある中で、福祉人材の確保が大きな問題となっています。		介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘、働きたい方と事業所とのマッチング、就労支援、定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。	85
		－	障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、保育課	
⑥共生型サービスの推進 に向けた支援【新規】	介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。 サービス利用者の実情に合わせて共生型サービスの普及・推進、サービスの質の担保を図る必要があります。		共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。	85
		－	障害福祉課、高齢福祉課	
3－3－（3）適正な制度運用とサービスの質の確保				
①福祉事業者による苦情 相談制度の周知徹底	介護保険法、障害者総合支援法ともに、利用者の苦情に対して適切に対応するため、福祉事業者は自ら苦情相談窓口を設置し、その解決にあたるのが義務づけられています。市が指定申請先であるものは、申請受付時に指導をしています。 事業所は苦情相談窓口を掲示するなどして利用者に対する周知を図っています。		利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者等に対し苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。 また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。	85
		－	障害福祉課、高齢福祉課	
②県運営適正化委員会制度 などの適正な運用	利用者と福祉事業者との間で解決できない苦情に関しては、市で受け付けるほか、介護保険では「愛知県国民健康保険団体連合会」、その他のサービスでは「愛知県運営適正化委員会」の活用を図っています。		利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。 また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口へ報告します。	85
		－	障害福祉課、高齢福祉課	
③保育園における苦情解決 制度の周知と適正な運用	苦情意見対応マニュアルを作成するとともに、第三者による苦情解決委員を委嘱し、苦情解決の体制を整備しています。		各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。	85
		－	保育課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－3 公的な福祉サービスの充実			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－3－（3）適正な制度運用とサービスの質の確保				
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進	利用者への良質かつ適正なサービスの提供と利用者が適切にサービスを選択できるよう、福祉事業者第三者評価と自己評価の実施を働きかけています。 なお、事業所アンケート調査によると、「第三者評価事業を利用している」は全体の1割程度となっています。		民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。 また、公立の保育園については、第三者評価の受審を継続し、法令や利用者ニーズを踏まえた情報開示を行い、開かれた事業運営に取り組みます。	85
－			障害福祉課、高齢福祉課、保育課	
⑤福祉人材の確保（基本施策3－3－（2）－⑤の再掲）				85
⑥共生型サービスの推進に向けた支援（基本施策3－3－（2）－⑥の再掲）				85
基本施策	3－4 セーフティネットの整備			
3－4－（1）生活困窮者等への支援の推進				
①生活困窮者の相談窓口の周知と充実（基本施策3－2－（3）－⑦の再掲）				87
②居住に課題を抱える者への支援【新規】	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する住居確保給付金の制度があります。 また、住居をもたない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所を提供する一時生活支援事業があります。		住居に課題を抱える生活困窮者に対して、住居確保給付金の制度等々を活用して住居の確保を支援します。 生活の土台となる住居を確保したうえで、就労に向けた支援につなげます。	87
－			社会福祉課	
③就労に困難を抱える者への支援（基本施策1－4－（2）－④の再掲）				87
④貸付制度の周知及び相談支援	市では、愛知県が実施主体である修学資金等を貸付けする母子父子寡婦福祉資金貸付制度を運用しています。 市社協では、不測の事態により一時的に困窮した世帯に対して生活資金を貸付ける善意銀行貸付制度、愛知県社会福祉協議会が実施主体である生活福祉資金貸付制度を運用しています。		母子父子寡婦福祉資金貸付制度、善意銀行貸付制度、生活福祉資金貸付制度など、制度を周知するとともに、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。	87
市社協広報紙掲載回数	1 回	1 回	子育て支援課、市社協	
3－4－（2）権利擁護事業の充実				
①日常生活自立支援事業の周知と利用支援	日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対して、福祉サービス利用の手続等の援助、年金や福祉手当の受領の手続などの日常的金銭管理サービス、預貯金の通帳や契約書類の預かりサービスなどを行っています。		制度の正確な理解の定着を図ります。 成年後見制度の利用への円滑な支援の移行をするため、関係機関との連携を強化します。	88
－			障害福祉課、高齢福祉課、市社協	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう ー わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり ー			
基本施策	3ー4 セーフティネットの整備			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3ー4ー（2）権利擁護事業の充実				
②成年後見制度の周知と 利用支援	判断能力が不十分なため、財産管理や契約行為などが困難な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対して、本人の財産や権利を守るため、これらの行為を行う後見人等を定める制度です。 また、市社協では、親族等がおらず後見人等となる人がいない低所得者等を対象に、法人として後見人等を受任しています。		認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想され、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、広報への掲載等による制度周知を進めます。 なお、親族がいない場合など必要に応じ、市長申立てや低所得者等への報酬助成・法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用支援を図ります。 また、引き続き、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。	88
ー			障害福祉課、高齢福祉課、市社協	
3ー4ー（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化				
①虐待等防止地域協議会 を中心とした取組の強化	虐待等防止地域協議会は、児童虐待に加え、高齢者虐待、障害者虐待、DVも含めた虐待及び家庭内暴力の問題について、住民及び関係機関と連携し、虐待等の発生の防止、虐待等を受けた者及びその家族の適切な保護並びにこれらの者に対する支援体制について協議するために設置されています。		今後とも関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。 また、地域と連携した虐待防止のための啓発活動を実施します。 加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。	88
ー			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	地域の中で子どもたちの安全を守り、健やかに育むため、いじめ問題などを含む様々な課題に対して、家庭と学校だけでなく、民生委員・児童委員等の地域で見守る支援者なども含め、連携しています。		虐待やいじめを許さない地域づくりを進めるため、引き続き、家庭と学校だけでなく、地域が一体となり、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。 また、継続した勉強会を行うことで、見守り活動の人材育成に努めます。	88
ー			子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－4 セーフティネットの整備			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－4－（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化				
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	児童、高齢者、障害のある人などの虐待防止に関する法律も踏まえて、通告・通報の重要性や防止の呼びかけを、市広報紙、市公式ウェブサイト、チラシを活用して行っています。 しかし、平成 28 年に実施した市民アンケートによると、どこにも相談しなかった市民が過半数を占めています。		虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見、通告・通報の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成、民生委員や関係機関職員の研修会などを開催します。 また、より効果的な啓発方法について検討します。	88
－			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	
3－4－（4）安否確認と緊急時の対応の充実				
①高齢者孤立防止事業の推進	福祉電話や友愛訪問活動、緊急通報システム、給食サービスなどを実施し、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などの安否確認を行うとともに、孤立防止を図っています。 福祉電話、友愛訪問、給食サービスなどの第三者が直接接する事業の利用は減少する傾向にあり、緊急通報システムといった第三者が直接接をしないサービスの利用が増えています。 また、民間事業者との見守り事業者ネットワーク事業の協定を締結しています。		事業の重要度が増していくため、民生委員等を通じて、対象者となる方への制度の周知及び利用促進を図ります。 安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関と連携し対応するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。	88
利用者数	福祉電話 190 人 友愛訪問 233 人 緊急通報システム 436 人 給食サービス 555 人	福祉電話 220 人 友愛訪問 255 人 緊急通報システム 495 人 給食サービス 660 人	高齢福祉課	
②ＩＣＴを活用した安否確認システムの調査研究【新規】	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの安否確認については、福祉電話、緊急通報装置、給食サービスなどの事業に取り組んでいますが、ＩＣＴを活用した様々な安否確認システムが開発されてきており、これらの効果的な活用について調査・研究を進める必要があります。		ＩＣＴを利用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。	89
－			高齢福祉課	
3－4－（5）ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実				
①家庭生活支援員の派遣	ひとり親家庭において、疾病等生活環境の激変等の事由により、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っています。		児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている「ひとり親福祉のパンフレット」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	89
－			子育て支援課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－4 セーフティネットの整備			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－4－（6）養育支援訪問事業の充実				
①家事支援員の派遣（産後の養育支援訪問事業）	産後 2 か月までの乳児がいる核家族で、昼間に養育者の援助をする者がいない家庭への支援として、支援員を派遣し家事・育児支援を行っています。		支援が必要な家庭に対して、必要に応じて支援員を派遣します。	89
－		子育て支援課		
②保健師等による訪問支援の充実	若年の妊娠、望まない妊娠等により、妊娠期から継続的に支援を必要とする家庭、出産後概ね 1 年までの養育者が育児ストレス、産後うつ状態等を抱える家庭に訪問し、適切な養育の確保を図っています。		妊娠期からリスクのある妊婦への支援を保健師等が積極的に行うことで、出産後の支援につなげ、安心して子どもの養育ができる環境を整えることができますようにします。	89
－		子育て支援課、健康推進課		
3－4－（7）生きることの包括的支援				
①自殺対策に向けた取組の強化【新規】	自殺対策基本法において、地方自治体には地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められました。 地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ総合的な自殺対策を推進することが求められています。		いのち支える安城計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因への支援などの取組を展開します。	89
自殺死亡率（人口 10 万対）	16.1	14.5 以下	健康推進課	
基本施策	3－5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化			
3－5－（1）保健、医療、福祉の各専門機関の連携				
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立	高齢者が可能な範囲で在宅での生活を継続できるよう、地域包括支援センターによる地域ケア会議を開催しています。 必要に応じ、住民、医師等多職種が集まった地域ケア個別会議を開催しています。		住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の拡大に向けた検討を行います。また、研修会や勉強会等を通じて在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。	91
－		高齢福祉課		
②早期療育に向けた支援体制の確立	教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等、12 の関係機関による療育関係機関連絡会を毎年 2 回開催し、関係機関の情報共有と連携を図っています。		療育関係機関連絡会の参加団体の見直しを含めて、関係機関と役割分担の明確化、連携の強化に努めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。	91
－		子ども発達支援課、健康推進課、保育課		

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－5－（１）保健、医療、福祉の各専門機関の連携				
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進	自立支援協議会は、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、社会資源の開発や改善などについて情報を共有しています。 同協議会の中に部会を設置し、市内でサービス提供する福祉事業者が、分野ごとに連携や支援のあり方について定期的に協議するとともに、必要に応じて特別支援学校など教育機関との連携を図っています。		自立支援協議会を通じて、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。	91
－			障害福祉課	
3－5－（２）地域と専門機関との連携				
①地域ケア体制の推進（3－2－（２）－③の再掲）				91
②障害者が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進【新規】	障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、「地域生活支援拠点等」を整備し、障害者が地域で安心して生活できるよう支援しています。		病院や施設から地域生活への移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会・場の提供を検討します。 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行います。 地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。	91
－			障害福祉課	
3－5－（３）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）				
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化（3－4－（３）－①の再掲）				91
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進（3－4－（３）－②の再掲）				91
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進（3－4－（３）－③の再掲）				91
3－5－（４）分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）				
①包括的な相談支援体制の整備（3－2－（１）－①の再掲）				91
②分野横断的な福祉サービスの展開（3－3－（１）－⑥の再掲）				91
基本施策	3－6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実			
3－6－（１）公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入				
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進	保育園や小中学校においてトイレや、昇降口の段差改修などの工事を改修計画に基づき実施しています。		学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	93
改修数	3施設	4施設	施設保全課	

基本目標	3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －			
基本施策	3－6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実			
事業名	事業の概要と現状		今後の方向性	掲載 頁
活動指標	実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課	
3－6－（1）公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入				
②施設新設におけるユニバーサルデザインの導入	新設施設はユニバーサルデザインを取り入れ、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく適合証の交付を受けています。また対象外施設でも可能な限りユニバーサルデザインを推進しています。		障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設だけでなく、新設施設はユニバーサルデザインを導入します。	93
－			施設保全課	
3－6－（2）交通のバリアフリー化の推進				
①道路の段差等の解消の推進	道路整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に従い、道路移動等円滑化基準に適合するよう努めます。		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。	93
－			土木課	
②あんくるバスのバリアフリー化の促進	あんくるバス車両の契約更新時に、バリアフリー対応車両を導入しています。 11 路線すべてにおいて低床、ノンステップ、車いす対応のバリアフリー対応車両を運行させています。		バリアフリー対応車両での運行を継続します。	93
バリアフリー対応車両率	100%	100%	都市計画課	
3－6－（3）住まいのバリアフリー化の推進				
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けている人などが、手すりの取付けや段差の解消などの際に利用できます。市独自のサービスとなり、介護保険での住宅改修費の支給と重複利用することもできます。 また、総合事業開始に伴い、総合事業対象者のうち、一定の条件を満たした方も本事業の対象者となっています。		自立した生活を送るために、本事業を必要とする方への利用を促します。 また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。	93
助成件数	174 件	175 件	高齢福祉課	
②リフォームヘルパー派遣事業	介護福祉士、建築士等の専門職で構成するリフォームヘルパーチームが、対象者の自宅へ訪問し、住宅改修等について専門的助言を行います。 チームで会議を重ね、対象者に合った住宅改修を提案しています。		多様な専門職がチームで支援することにより、専門性を活かした住宅改修への助言が行われることから、引き続き、在宅生活を支援する事業として推進します。	93
派遣件数	17 件	25 件	高齢福祉課	
③市営住宅のバリアフリー化	老朽化している市営住宅の改良や改善を計画的に行うとともに、住宅の改良、改善には、バリアフリー化など高齢者や障害のある人の生活に配慮して進めています。		今後も高齢化の進展が予想されることから、市営住宅の改修時には、高齢者や障害のある人に配慮した住戸改善を行います。	93
高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率	62.6%	74.7%	建築課	

基本目標 3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策 3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実				
事業名		事業の概要と現状		今後の方向性
活動指標		実績：2017 年度	目標：2023 年度	主担当課
3-6-（4）安心、便利な移動、外出支援の充実				
①車いす貸出し事業		外出の支援のため、市内在住で、家庭での日常生活に支障のある人、障害のある人、福祉関係者及び福祉施設関係者を対象に、1 か月を限度に一時的に車いすを無償で貸し出ししています。		けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。
貸出し件数		622 件	700 件	市社協、地区社協
②車いす移送車の貸出し事業		車いす利用者の外出支援のため、市内在住の車いす利用者、市内福祉団体及び福祉施設関係者を対象に、車いす移送車を貸し出しています。		車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。
貸出し件数		621 件	700 件	市社協、地区社協
③高齢者外出支援サービス事業		要介護1以上の方で、車いす用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用して、医療機関や福祉施設への通院、公共施設の往復等をする場合に、その利用料金の一部を助成しています。		利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。
交付人数		671 人	660 人	高齢福祉課
④障害者福祉タクシー料金助成事業		障害のある人が医療機関への通院等を含め社会参加のきっかけとなるためにタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成しています。		利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。
交付人数		1,188 人	1,200 人	障害福祉課
⑤あんくるバスの運行		高齢者や障害のある人の外出支援と社会参加の促進などを目的としたコミュニティバスを運行しています。		75 歳以上の高齢者や障害のある人の乗車運賃を無料にし、外出支援と社会参加の促進を図ります。また、できるだけ高齢者等が利用しやすいバス停等の待合環境の整備を検討します。
利用人数		高齢者 延 180,228 人 障害者 延 45,706 人	高齢者 延 179,400 人 障害者 延 52,000 人	障害福祉課、高齢福祉課、都市計画課